



千葉大学ユニオンニュース第 46 号 2009 年 2 月 25 日

編集・発行：千葉大学ユニオンニュース委員会

ホームページ：<http://www.age.cc/~cuu/>

メールアドレス：[cuu@e-mail.jp](mailto:cuu@e-mail.jp)

電話・ファックス：043-290-2234

ファックス専用：020-4666-6229

西千葉キャンパス総合校舎G号館 401 室 ☆声をお寄せ下さい。

☆みなさんの職場でお気づきのことや質問を、千葉大学ユニオンは待っています。

## 2 月 13 日ユニオン団交速報 -非常勤職員の給与改訂に一定の前進- !!

### 2 月 13 日団体交渉 速報をお伝えします

去る2月13日、ユニオンからの申し入れに基づき、ユニオンと大学当局との間で団体交渉が行われました。今回のニュースではその結果を速報としてお伝えします。以下、ユニオン側の要求項目ごとに、それに対する大学当局からの回答を要約して示し、あわせてユニオンによる解説を順次掲げていきます。なお、要求の全文、ならびにユニオン側議事録に掲げた回答の詳細については、ユニオンHPを参照してください。非常勤職員の給与改訂などに一定の前進はみられましたが、私たちの要求に対する使用者側の回答は満足できる水準ではありません。回答内容を精査し、緊急を要することがらについては速やかに、そうでないものについても要求項目を整理しつつ交渉を積み重ねる予定です。なお、今回の団交内容は4月1日に予定されている就業規則等の改訂と連動しています。従って、ユニオンとしては、各事業所の過半数代表の方々と協力しながら、少しでも教職員の待遇が改善されるよう努力を続けます。

#### ■要求 1：【就業時間の短縮について】

人事院勧告に準拠し、本年4月1日から就業時間の15分短縮を実現するにあたっては、過半数代表の申し立てに基づいて終業時刻、休憩時間等を決定するよう要求する。

▲回答：15分短縮の時刻設定については、過半数代表者の意見を聴取して、最終的に決定する。原案は、1日15分短縮し、1週間の勤務時間を38時間45分に改定する。15分短縮の時刻設定については、現在の12時から12時15分の休憩時間（有給）を廃止し、12時から13時までを休憩時間（無給）とする。その理由は、授業は5限までであるので、現在の業務サービスを継承したいこと。また、昼に学外で食事をしたり、運動したりしている職員もいることから、その時間帯は定着していると思われることによる。

●解説：時短に関する人事院勧告を受けて、大学側が就業時間の短縮に関する原案を提示したこと自体は評価されますが、良好な労使関係のためにも、原案提示以前の段階で過半数代表者から意見を聴取すべきでしょう。

#### ■要求 2：【非常勤職員の労働条件について】

2006年度以降導入された非常勤職員の統一単価制を廃止し、非常勤職員の給与は、職務内容の類似する常勤職員の俸給表に従って、常勤職員同様に支給するように要求する。

▲回答：統一単価は千葉ハローワークの求人募集賃金の上限単価の年平均額で設定した。しかし、その後ユニオンからの要求もあって、単価自体を上昇させてきており、ハローワークの枠を離れている。今回の改定案は雇用年数に応じて単価決定するもので、2年目になると1%以上高い直近上位の単価を設定し、この2年目の単価を基準として年に1号俸ずつ引き上げる。なお、単価改定は地域手当1%増の引き上げ分を考慮した上でやっている。新統一単価制により、フルタイムは3.3%の増、パートタイムは平均2.7%

の増となる。さらに、経験年数に応じて上昇率は上がる。

●解説：2006年以降、非常勤職員に適用されてきた、いわゆる統一単価制度については、ユニオンはしばしば問題点を指摘し、改善を申し入れてきました。今回提示された非常勤給与改定案については、地域手当分を考慮した算定額になっていること、不十分とは言え6年間にわたって1号俸ずつの昇給が予定されていること、などの改善が見られることは評価するにやぶさかではありません。しかしながら残された問題はなお山積していると言わざるを得ません。第1に、段階的昇給は導入されたとは言え、昇給幅が1号俸と小さいこと、第2に、統一単価制導入以前の昭和55年以降平成18年3月以前の非常勤職員に対する改善が示されなかったこと、第3に、パートタイム職員に対する期末手当支給に関して前進が見られなかったこと、等です。ユニオンでは、今後も引き続きこれらの問題を要求項目として取り上げていきます。

#### ■要求 3：【定期券の立替払いについて】

現在、職員には6ヶ月定期券の立替払いが強要されているが、これは職員に大きな負担を強いるものであり、支給単位期間に係る最初の月に全額を支給することを要求する。

▲回答：一括支給にすると、中途採用や退職返納や経路変更や移動に伴う変更など人数が多いため、事務負担が増大する。引き続き現在のようなかたちで対処していきたい。

●解説：私たちがJRなどを利用した場合の交通費は、6ヶ月定期券を購入した場合の金額に基づき、これを6等分して毎月支給されています。しかしこれは本来購入月に一括して支給されるべきものでしょう。大学側は、先に一括支給した場合には、返納や経路変更による事務負担が増大することを理由にこれを拒んでいます。大学側が団体交渉で明らかにしたとおり「15大学について調査した結果、毎月支給は7大学、一括支給は8大学」であり、調査対象大学の過半が一括支給を選択しています。だとすれば事務負担の増大を理由にすることは十分に合理的な説得力を持ちません。6ヶ月定期券の立て替え払いは、非常勤職員や若手職員など、相対的に給与が低い場合により大きな負担となります。この問題については団体交渉に出席した学長も理解を示されたところです。大学当局に対しては、4月になる前に早急な対処を引き続き要求するものです。

#### ■要求 4：【退職者の再雇用について】

①退職者の再雇用にあたっては、本人の意思を尊重し、フルタイム職員、ないしパートタイム職員、いずれの形態を選択することも可能とすること、②退職者の再雇用にあたっては、退職前と職務内容が同じ場合には、退職時の給与に照らした収入を得られるようにすること、③高齢者雇用継続給付制度を利用できない、雇用保険の積み立てが5年に満たない再雇用職員に対して、少なくとも同制度を利用できた場合と同水準の収入が得られるよう何らかの手段を講ずること、の3点を要求する。

▲回答：①について、再雇用規程の勤務時間は原則32時間以下である。フルタイムかパートタイムかの選択にすると財政負担が大きくなるため、次代を担う若手の採用が限定されるので考えていない。ただし、看護師・技術職員など、専門性を考慮した場合は、現在でもフルタイムとしている。部局から申請があれば可能性について検討する。②について、本学の継続雇用制では、退職前の職と異なる新たな職としている。③について、国の制度であり、本学の給与制度で対応することは難しい。

●解説：改正高年齢者雇用安定法により、事業主は、定年の引上げ、あるいは原則として希望者全員を再雇用する継続雇用制度の導入など、高年齢者の安定した雇用の確保を義務づけられることになっています。千葉大学をはじめとしてほとんどの場合において継続雇用制度が選択されているのですが、こうした再雇用の場合にはそれまでのキャリアに関係なく2級の給与、32時間以下のパートタイムが適用されるため、多くの場合、収入は激減します。ただ、国家公務員の場合には、3級で対応しているケースも多いため、わずかな違いとは言え条件的に上回っています。ユニオンとしては、前掲の原則的要求の実現を堅持していきませんが、まず改善の第一歩として、再雇用者に国家公務員なみの3級に対応した給与を求めるものです。また実際にフルタイムでなければ達成できないような専門的業務が付与されている事例については、フルタイム雇用の申請を行うよう所属部局に申し入れます。

高齢者雇用継続給付制度については、ハローワークインターネットサービスなどを参照していただきたいのですが「雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、原則として60歳以降の賃金が60歳時点に比べて、75%未満に低下した状態で働き続ける場合」に給付金の支給を受けられる制度です。平成21年4月には国立大学法人化から5年を経過するため、「雇用保険の被保険者であった期間が5年以上」という上記の条件が発生します。つまり、平成21年4月から再雇用され、賃金が75%未満に低下した場合には、高齢者雇用継続給付制度の対象者として給付金が受けられます。ただし、それ以前からの再雇用者は、雇用保険の被保険者であった期間が5年未満であるため、対象とはならず給付金は事実上受けられません。確かに国の制度とは言え、これはあまりに不合理に感じられます。移行期の制度の狭間に落ちてしまったゆえに給付を受けられない再雇用者に対しては、たとえば希望するならば32時間を上回る勤務時間を認めるなど、何らかの配慮を示すべきではないでしょうか。

### 非常勤職員の3年雇用期限の撤廃を

今年度末にも多くの非常勤職員が3年の雇用期限を理由に全国の大学で事実上解雇されようとしています。千葉大学も例外ではありません。こうした中で2月17日付『佐賀新聞』は、「佐賀大非常勤職員 3年雇用制全廃へ」と報道しました（次段参照）。不合理かつ不当な雇用期限の撤廃へとつながるのであれば、千葉大学でも佐賀大学の決断を見倣う必要があります。なお千葉大学ユニオンでは雇用期限問題でのご相談を随時受け付けていますので、遠慮なくご連絡ください。

### < 2月17日付『佐賀新聞』（要旨） >

佐賀大学は非常勤職員の待遇改善策として新年度から、3年までとしてきた契約期間の上限を全廃する方針を決めた。財務状況の厳しさから契約を更新しない大学も増えているが、佐賀大は「人材活用を優先したい」として一律的な3年雇用をやめる。コメディカル分野に限らず、事務・技術系の人材も確保する狙いがあり、就業規則を見直す。各職場の雇用計画で柔軟に期間を設定。毎年の契約更新は必要だが、上限は撤廃する。全国の国立大学法人には、国からの運営費交付金の年1%削減に加え、総人件費の削減が課せられている。その中で非常勤職員を多く採用し、契約期間の上限延長や撤廃を検討・実施する大学がある一方、緊縮財政で雇い止めを計画する大学も出るなど、対応が分かれている。

### ∞ユニオンも応援します！ 交流の広場∞

### ☆☆ “ありがとうございました” “がんばってください” ☆☆

#### — 3月9日 ユニオン歓送会 —

今年も3月31日に退職される方、転出・異動される方をお送りする時期となりました。ユニオンのメンバーとして働きがいのある千葉大づくりに貢献された人々への感謝の意を込めて、そしてまた今後のご活躍をお祈りして、恒例のユニオン歓送会を下記の要領で行います。退職される方々には、40年以上にわたって千葉大を支えて来られた、千葉大学ユニオンの基礎となった部局組合を創設された、あるいは教職員の様々な自主的活動を進めて来られた人々もおられます。残る私達にとってきっと有意義なお話をお聞きすることができるでしょう。

#### 3月9日（月）午後6時から 生協『喫茶ヴィッセン』にて

#### ◎ユニオンのおもな活動報告◎

1月29日	第1回団体交渉準備学習会
2月5日	第7回定例三役会議 第2回団体交渉準備学習会
2月12日	第7回定例執行委員会 第3回団体交渉準備学習会
2月13日	団体交渉
2月19日	第7回定例三役編集会
2月25日	ニュース46号印刷・配布

#### 編集後記

今回は、2月13日に実施されました「団体交渉」についての速報を中心に据えました。団交は、1月21日に申し入れたのですが、なかなか日程が確定せず、2月6日に13日の実施が決まりました。折り悪く卒論・修論の発表会等の時期とも重なり、ユニオン側の団交出席者の確定にも苦労した経緯があります。その結果ですので、速報ではありますが、じっくりとお読み頂ければと思います。また、限られた誌面では十分お伝えできないことも多々ございますので、詳細につきましてはユニオンHP（<http://www.age.cc/~cuu/>）を御参照ください。

「私たちの職場をより明るく豊かにしていくための声をあげ、実現していく」ユニオンにぜひご加入下さい。

加入は下の「加入申込書」にご記入の上、FAXにてユニオン事務室までお寄せ下さい。送信先やユニオンの規約を載せたHPのアドレス等は、本ニュースの表面をご覧ください。

### 加入申込書

電話・ファックス: 043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 福川 裕一 殿

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。2009年 月 日

ご氏名: \_\_\_\_\_

ご所属: \_\_\_\_\_

ご連絡方法(メール、電話、FAXなど): \_\_\_\_\_